

【重要】2026年3月1日より利用規約改定のお知らせ さらなる品質向上のための設備管理費導入について

平素はTHE PARK.をご利用いただき、誠にありがとうございます。この度、皆様に安心してご利用いただける「安全」かつ「高品質」なトレーニング環境を未来にわたり維持・向上させるため、2026年3月1日より利用規約の一部を改定し、「設備管理費」を導入させていただくことになりました。月会費の価格は維持しつつ、施設の設備とサービスを安定的に保つための、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 利用規約改定について

改定日：2026年3月1日（日）

主な改定点は、「設備管理費」の導入に関する事項となります。

※第5条【会費、手数料及び諸料金】参照

利用規約はこちら⇒<https://the-park.jp/terms/2>

2. 設備管理費の概要：安心と快適さを維持するための投資

当施設では、低価格でありながら高い品質を提供し続けるため、この費用を以下の目的で、年一回ご負担いただきます。

【項目】設備管理費(年会費)

【金額(税込)】3,300円

【請求頻度】年に一度

【費用の主な使途】

- ・施設設備の維持管理：トレーニングマシンの部品交換、故障時の迅速な修理対応費
- ・衛生と環境維持：高水準の清掃業務の維持と、消耗品の安定的な供給
- ・安全確保：24時間監視体制の強化、および入退館セキュリティシステムの安定的な運用と更新

3. 会員様ごとの請求時期について（重要なお知らせ）

現在のプラン種別およびご入会時期により、設備管理費の初回請求時期および翌年以降の起算日が異なります。

A. 2026年3月1日時点のご在籍の既存会員様

【初回請求日】2026年3月20日(金)

【翌年以降の請求日】毎年3月20日

※2026年度分の設備管理費3,300円は、2026年3月20日に月会費と合わせてご登録の決済方法にて請求させていただきます。

B. 2026年3月1日以降に新規ご入会されるお客様

【初回請求日】ご入会時の初期費用として月会費と合わせてご請求

【翌年以降の請求日】ご入会月の前月20日

4. プランのご利用について

システム上、2026年3月1日よりプランが新旧で分かれますが、ご利用内容・料金（月会費）に変更はございません。

ご不明点がございましたら、スタッフ滞在時間内に受付または下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。今後ともTHE PARK.をよろしくお願ひいたします。

〒400-0124 山梨県甲斐市中下条906

info@the-park.jp

055-206-3731

受付時間：平日 10:00～20:00

THE PARK.